

令和 8 年 10 月 16 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
村本 徳修	
古閑 二次男	
窪田 尚晃	
田鹿 創	
徳田 諒	
NGUYEN QUO C CHIEU	
NGUYEN DUC DAI	

•